

# 手話言語その他の意思疎通手段のための普及 に関する条例（仮称）要綱（試案）（H28.7.14 現在）

## ○ 条例名称

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する条例」

## ○ 前 文（骨子）

- ・ 地域で生活していくためには、障害の有無にかかわらず互いに意思を伝え、必要とする情報を取得し、利用できることが重要となるが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を選択し、いつでも利用できる状況にはなっていない。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を選択し、利用する機会を広げていくためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を知り、コミュニケーション支援を行う者の育成を図り、コミュニケーション手段等を利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。
- ・ 特に、手話は、これまで言語として認められず、周囲の人が話す言葉を聞くことが困難な者が、手話及び日本語を獲得することが十分にできない状況にあった。  
障害者基本法の改正、障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として位置づけられたが、物事を考えコミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造するために受け継がれ、発展してきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語である手話の普及は十分とは言えない状況にある。
- ・ また、通常利用できるサービスの利用が困難となる大規模災害時においては、障害者に的確に情報を伝え、必要な支援につなげていく必要がある。
- ・ 更に、愛知県障害者差別解消推進条例の施行に伴い、障害者とのコミュニケーション手段等に対する県民の理解を深めていく必要がある。
- ・ 私たちは、このような認識を共有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## ○ 総 論

### 第1 目的

- ・ この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を図るため、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず互いを理解し、安心して生活できる共生社会の実現に資することを目的とする。

### 第2 定義

- ・ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 障害者： 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により

継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

② コミュニケーション手段等：

- ア 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、筆談、代筆及び代読その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段
- イ コミュニケーションを図ることに必要な便宜を図るための重度障害者用意思伝達装置等その他の障害者が他人との意思疎通を図るための用具

### 第3 基本理念

- ・ 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進は、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。
- ・ 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話により日常生活又は社会生活を営む者が知的で心豊かな社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であることを認識し、行われなければならない。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進は、全ての人が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

## ○ 責務及び役割

### 第4 県の責務

- ・ 県は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 県は、市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。

### 第5 県民の役割

- ・ 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・ 手話に係わる者は、自主的に手話言語の普及に努めるものとする。

### 第6 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用に配慮したサービスの提供、働きやすい環境の整備その他障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○ 計画の策定等

### 第7 計画の策定及び推進

- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第85号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ① 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策についての基本的な方針
  - ② 前号に掲げるもののほか、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ・ 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

## ○ 基本的な施策

### 第8 啓発及び学習の機会の確保

- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を図るため、手話が言語であることに関する事項、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用方法その他障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に関し必要な事項について啓発を行うものとする。
- ・ 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を学ぶ機会を確保するよう努めるものとする。

### 第9 人材の養成等

- ・ 県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用した意思疎通を支援する者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第10 情報発信

- ・ 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用して情報を発信するよう努めるものとする。
- ・ 県は、障害者が災害時において必要な情報を取得できるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

### 第11 学校における対応

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用を必要とする児童又は生徒が通学する学校の設置者は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に関する教職員の技能の向上に努めるものとする。
- ・ 手話により日常生活又は社会生活を営もうとする児童、生徒（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、手話が言語であることへの理解を深めるため、児童等に対し学習指導要領の範囲内で手話に関する学習の機会の提供並びに児童等の保護者に対する

教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。

## 第12 事業者への支援

- ・ 県は、関係団体と協力して、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

## 第13 コミュニケーション手段等に関する調査

- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の策定並びに実施に必要な情報の収集等の調査に努めるものとする。

## 第14 財政上の措置

- ・ 県は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### ○ 協議の場として愛知県障害者施策審議会に新たに「障害者コミュニケーション部会」を設置する。

- ・ 愛知県障害者施策審議会条例の一部改正により対応
  - 1 専門委員の設置
    - (1) 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
    - (2) 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから知事が任命する。
    - (3) 専門委員の任期は、2年とする。
    - (4) 前項の専門委員は、再任されることができる。
  - 2 専門部会の設置
    - (1) 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
    - (2) 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
    - (3) 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
    - (4) 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
    - (5) 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。